

ガイドラインの運用状況について(15年5月～15年7月)

2015年8月18日
スカパーJSAT(株)

Ⅱ-1-1 (1) 役務と提供条件の関係の透明性

- ・ 「徴収した手数料等の使途概要」についての説明につきましては、2015年5月22日の「経営者連絡会」で実施しました。

Ⅱ-1-1 (2) 広告宣伝・販売促進の考え方

- ・ 「普及促進業務に関わる計画の事前説明・実施結果の報告及び衛星放送事業者の意見表明のための会議」は、2015年5月22日の「経営者連絡会」として実施しました。
- ・ 普及促進業務に係る意見交換の場である「普及促進委員会」は、5月22日、6月22日(親会)、5月19日、6月17日(WG)に開催されております。
- ・ 各種施策等についての詳細のご説明は、5月29日、6月26日、7月31日の「事業者連絡会」でも行っております。(「別紙1」2～4ページ参照)

Ⅱ-1-1 (3) マーケティングデータの有効活用

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 2015年5月22日の経営者連絡会において、視聴動向調査に関して報告しております。

Ⅱ-1-1 (4) 衛星放送事業者への役務提供開始手続き

- ・ 期間内に役務提供開始手続きに至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-1-1 (5) 役務提供停止及び契約解除に係る手続き

- ・ 期間内に役務提供停止及び契約解除に至った案件は発生しておりません。

Ⅱ-2-1 (1) 当社と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性

- ・ ガイドラインを逸脱した公正性に欠ける事案は見受けられないと考えます。

Ⅱ-2-1 (2) パック・セット組成への関与

- ・ 適正に運用しております。
- ・ 今後の商品再構成の考え方について、普及促進委員会のメンバーの方々と意見交換を続けてきました。「全放送事業者に対して、説明して欲しい。」旨ご意見があり、8月21日(金)(予定)に、全体説明会を開催いたします。

Ⅱ－２－（３） プラットフォーム事業者に係るソフト事業の透明性

- ・ 自らが放送、または放送事業者に供給するコンテンツの提供などについては、ガイドラインに則り、サービス全体の普及促進と顧客維持（解約防止）を目的として行っております。また 2015 年 5 月 22 日開催の「経営者連絡会」において、その関連収入と費用の概要、また選定方針に基づいた施策の実施結果を報告しました。

Ⅱ－２－（４） その他衛星放送事業者の意思に反して行う行為及び手続き（に関する適正運用）

- ・ 期間内にチャンネル名称の変更、料金の変更、放送事業者の変更がそれぞれ行なわれましたが（詳細については「別紙 2」参照）、ガイドラインに則り適正に運用しております。

Ⅱ－３－（１） 社内委員会の設置による適正性の確保

- ・ 本ガイドラインの運用が適正に行われているかをチェックするための「社内委員会」を、2015 年 6 月 1 日、6 月 29 日、7 月 27 日に開催いたしました（「別紙 3」参照）。

その他

- ・ 会報誌ヨムミルの希望者のみ送付を 8 月号（7 月発行）より開始いたしました。8 月号の定期発送数は約 61 万件（7 月号比 約 20%）となっております。
- ・ WAKUWAKU JAPAN 株式会社は 7 月 1 日に本格的に事業をスタートさせ、インドネシア・ミャンマーに加えてシンガポールでも 7 月 6 日開局いたしました。

以上